

訴 状

令和4年2月14日

津地方裁判所 御中

三重県鈴鹿市
原告代表 佐倉 邁

三重県鈴鹿市
原告 内田 信也

三重県鈴鹿市
原告 橋詰 圭一

〒514-8570
三重県津市広明町13番地
被告 前三重県知事 鈴木 英敬

〒514-8570
三重県津市広明町13番地
被告 三重県知事 一見 勝之

公有地無償貸与取り消し請求

第1、請求の趣旨

被告は、県立都市公園鈴鹿青少年の森(以下、「公園」と略称する)の機能の中核を占める5ヘクタールの土地と自然林を、株式会社アンリミテッド(以下、「アンリミテッド」と略称する)と株式会社ノーマーク(以下「ノーマーク」と略称する)が自らのホームスタジアムとして使用する目的で鈴鹿市に使用料免除で割譲貸与したのは違法であるから直ちに許可の取り消しを求める。

第2、請求の原因

1, 当事者など

- (1)原告は、鈴鹿市内に居住する公園を愛する市民である。
- (2)被告は三重県の元知事と現知事である。三重県は公園を管理する地方公共団体である。

2, 都市公園鈴鹿青少年の森について

本件公園は、都市公園法2条の2に基づき三重県が設置する都市公園であり、地方自治法238条4項の行政財産に分類される。三重県都市公園条例第10条に基づき設置に係る使用料を徴収している。[書証甲1, 都市公園法2条の2][書証甲2, 地方自治法238条4項][書証甲3, 三重県都市公園条例第10条]

本件公園は昭和47年から開園している緑豊かな公園で、多くの市民・県民に利用され愛されている。

40種以上の野鳥や多種多様な昆虫が見られ、湿原には貴重な植物が自然のまま生息し「希少野生動植物主要生息生育地」にも指定されている。

3, 本件の経緯

- (1)鈴鹿市長末松則子(以下、「末松市長」と略称する)は、令和3年6月21

日に当時の三重県知事鈴木英敬(以下、「鈴木前知事」と略称する)に対して、前記公園の 5 ヘクタールの土地を使用料免除申請と合わせて公園施設の設置等を申し入れた。[書証甲4, 公園施設設置等許可申請書(鈴鹿市)][書証甲5, 都市公園施設使用料減免申請書(鈴鹿市)]

(2)鈴木前知事は利用料免除が公益性にあたるかどうか慎重に審査せず、令和 3 年 6 月29日に末松市長に公園土地を使用料免除で貸与した。貸与の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの10年間である。[書証甲7, 設置許可書(三重県指令県土第12-78号)]

(3)アンリミテッドとノーマークは鈴鹿市との協定により、無料で 5 ヘクタールの公園の土地の使用を認められた。[書証甲6, 多機能複合型施設の設置及び管理に関する協定書(鈴鹿市)]

(4)末松市長は令和4年1月12日に敷地面積等の設置変更申請を行い、三重県知事一見勝之(以下、一見知事と略称する)は利用料免除が公益性にあたるかどうか慎重に審査せず、変更申請を許可した。[書証甲8, 公園施設設置等変更許可申請書(鈴鹿市)][書証甲9, 設置許可書(三重県指令県土第12-181号)]

(5)鈴木前知事と一見知事および末松市長は、公共用地である公園を一営利事業者に無料で貸すことは公益性がなく違法であるにも関わらず、それを隠蔽、欺瞞するため、スポーツ振興、地域活性化につなげていきたいなどと抽象的で根拠のないことを使用料免除の理由にあげた。

(6)末松市長は、公園の土地 5 ヘクタールを借りてアンリミテッドに貸すだけで、市は一銭の税金も使わないから市議会にも諮る必要は無いと主張し、市民、公園利用者にも諮る必要が無いと強弁し、末松市長とアンリミテッドの 2 者で公園の無料利用を認めた。上記(2)及び(4)の三重県指令県土第12-78号及び三重県指令県土第 12-181 号の許可条件にあるように、一定の場合における原状復旧義務などが課されており、一銭の税金も使わないと断定することはできないにも関わらず、このような根拠のない主張を行っていることは、市政の責任者であり、市民に対する説明責任から言って許されないこと

である。

(7)多くの公園利用者や一般市民は、令和3年8月2日に報道されるまで、公園がアンリミテッドに無料で貸与されサッカー場が設置されることを知らなかった。上記(2)及び(4)の三重県指令県土第12-78号及び三重県指令県土第12-181号の許可条件には、「周辺住民や関係者等での説明や調整等について、許可を受けた者が責任をもって実施してください。」と明記されているにも関わらず、説明責任を果たしていないものであり、許可条件にも反しており、この点からも許可は速やかに取消されるべきである。

(8)鈴鹿青少年の森を愛する会代表佐倉邁は、多くの公園利用者に諮らず、営利企業アンリミテッドと知事、市長の三者だけで一方的に公園利用者の権利を奪う公園破壊は非民主的な政策決定であり容認することはできず、鈴木前知事及び末松市長と、令和3年12月16日に開発許可を与えた一見知事に面談を申し入れたが回答がなく、面談を拒否されたため、再度、令和4年1月13日に面談申し入れを行った。[書証甲10, 知事への面談申し入れ(再度)]

(9)令和4年1月18日になってやっと、一見知事から「当スタジアムは、幅広い世代の県民がスポーツに親しむことができる場として公園全体のにぎわい創出につながることを想定されるとともに、防災面での活用も見込まれることから、公益上有益な施設であると考えています。」との回答があった。[書証甲11, サッカースタジアム建設に係る面談要請について(回答)(県土第12-168号)]

(10)しかし、前記(9)の一見知事の回答は行政としての回答としては公園利用者を著しく軽視する回答である。公益性があることの具体的な説明はまったくなく、スポーツを親しむためなら公園の自然を破壊し、公園利用者を犠牲にして良いとでもいう一刀両断の木で鼻をくくった回答であり、到底許されるものではない。

(11)行政の権限は法治主義に依ることは条文に示されており、議会にも諮らず、公園利用者の意見を無視して一営利企業に無料で貸す権限がどこにあるのか明確に示して、一見知事は誠実な回答をすべきである。また、面談を拒否

する姿勢は直ちに改めるべきである。

4, 使用料免除の違法性

(1)地方自治法 237 号第 2 項は、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならないとする。[書証甲12, 地方自治法 237 号第 2 項]

(2)三重県都市公園条例第 10 号の 2 は、「公益上有益であると認められるものについて、当該使用料の額の減免をすることができる」と定める。被告は、本件許可をする際、同条例に基づき使用料免除を行っている。

「公益上有益であると認められるもの」かどうかは、客観的な根拠に基づき判断されるものであり、その認定は自由裁量ではない。客観的な根拠を示して公益上有益であると認められなければならない。

(3)この公園に設置するスタジアムは、現在 JFL(日本フットボールリーグ)に所属し将来 J リーグ(日本プロサッカーリーグ)をめざす鈴鹿ポイントゲッターズのホームスタジアムである。

「幅広い世代の県民がスポーツに親しむことができる場として公園全体のにぎわい創出につながるということが想定されるとともに、防災面での活用も見込まれることから、公益上有益な施設である」というだけでは、公益性があるとは到底認められない。この主張は著しい詭弁である。

(4)サッカー場は市民から要望したものでは無く、一営利企業アンリミテッドの事業活動のためのものであり、到底公益性を認めることはできない。

(5)アンリミテッドは一営利企業であり自己の経営は自助努力で行うのが当然であり、政治を利用して事業活動を行うことは違法であり、許されない。

5, 結論

以上述べたとおり本件紛争の原因は、被告らが公園利用者の意見も聞かずに県議会及び市議会にも諮らず、公園利用者の権利を無視して一営利企業

アンリミテッドの事業活動のために 10 年間もの期間の施設等の設置許可を行った被告の決定は非民主的であり、違法であることは明白である。

被告の行った公益性を理由にした使用料免除による施設等の設置許可は違法であることの確認を求める。

以上述べたとおり、被告の行った公有地無償貸与による施設等設置許可は違法であるから取り消しを求める。

書証は別紙添付の通り

以上。